

総務委員会会議録

日時 平成25年3月4日(金) 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後2時22分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 山田 一功
委員 武川 勉 鈴木 幹夫 石井 脩徳 山下 政樹
永井 学 高木 晴雄 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 芦沢 幸彦 企画県民部長 丹澤 博 リニア交通局長 小池 一男
企画県民部理事 河野 義彦
知事政策局次長 小野 浩 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 山下 誠
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 松谷 荘一 政策参事 茂手木 正人
企画県民部次長 古屋 正人 企画県民部次長 伏見 健
リニア交通局次長 矢島 孝雄
行政改革推進課長 古屋 金正
企画課長 相原 繁博 世界遺産推進課長 市川 満
北富士演習場対策課長 小林 善太 情報政策課長 清水 正
統計調査課長 浅沼 潔 県民生活・男女共同参画課長 小松 万知代
消費生活安全課長 前沢 喜直 生涯学習文化課長 斉藤 進
国民文化祭課長 樋川 昇
リニア推進課長 佐藤 佳臣 交通政策課長 大柴 節美

公安委員 真田 幸子 警察本部長 真家 悟
警務部長 砂山 和明 交通部長 中澤 明彦 刑事部長 保坂 廣文
警備部長 門西 和雄 総務室長 小野 和夫 生活安全部長 宮崎 清
会計課長 川崎 雅明 首席監察官 有泉 辰二美 警察学校長 佐野 俊夫
警務部参事官 興石 靖 交通部参事官 深沢 智明 教養課長 渡辺 文友
警備部参事官 渡辺 茂 生活安全部参事官 古屋 一栄
捜査第一課長 小林 仁志 地域課長 奥脇 勝美
捜査第二課長 佐藤 岩生 交通規制課長 長田 法
運転免許課長 金丸 文夫 交通指導課長 本田 光彦
警備第二課長 海野 錦 監察課長 古屋 清行 生活環境課長 中山 良彦
厚生課長 古屋 政博 少年課長 岡田 寿雄 情報管理課長 加藤 芳文
通信指令課長 一瀬 浩 組織犯罪対策課長 松本 光義

総務部長 田中 聖也 会計管理者 広瀬 猛
人事委員会委員長 小俣 二也 選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
防災危機管理監 八木 正敏 総務部理事 望月 明雄
総務部次長 望月 洋一 総務部次長(人事課長事務取扱) 吉原 美幸

職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子 税務課長 上小澤 始
管財課長 平井 敏男 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛
防災危機管理課長 宮原 健一 消防保安室長 山下 宏
出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉 管理課長 小林 幸子
工事検査課長 風間 達夫
人事委員会事務局長事務代理 丹澤 保幸

議題 (付託案件)

- 第41号 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例中改正の件
- 第42号 特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例中改正の件
- 第43号 地方自治法第100条第1項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例中改正の件
- 第44号 山梨県消費者行政活性化基金条例中改正の件
- 第53号 山梨県高校生修学支援等基金条例中改正の件
- 第55号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第59号 平成24年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
- 第60号 平成24年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
- 第63号 平成24年度山梨県公債管理特別会計補正予算
- 第68号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、警察本部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時2分から午前11時31分まで、途中、午前11時18分から11時25分まで休憩をはさみ、知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、休憩をはさみ、午後1時3分から午後1時12分まで、警察本部関係、休憩をはさみ、午後1時28分から午後2時22分まで、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

※第44号 山梨県消費者行政活性化基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第55号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（消費者行政総合調整費について）

山下委員 幾つか教えていただければと思います。先ほどの条例のところ、聞けばよかったですけれども、予算案にも出てきたので消費者行政総合調整費について。簡単に言えば国の補正予算を基金に積み立てましたということなんでしょうが、当然、積み立てにはそれなりの目的があつてのことだと思うんですけども、そういうメニューというのは国のほうから何か示されているんですか。

前沢消費生活安全課長

平成21年9月に消費者庁ができて、地方消費者行政を活性化するというところで、特にメインとすれば消費者相談窓口を強化するというものでございます。事業そのものは12のメニュー事業がありましたけれども、平成25年度はメニューをまとめまして7つのメニュー事業がございしますが、メインは相談体制を強化するというものでございます。

山下委員

もう少し私が内容をわかっているといいんですけど、当初予算に7,000万円計上されていて、まだ補正が来ているわけでしょう。補正予算を計上して、基金に積み立てましょうという話なんだから、当初予算で7,000万円計上した以上のものを何かやりなさいという話になっているのか。

前沢消費生活安全課長

課別説明書の7ページの7,000万円余は全てが基金の積み立てではございません。まず基金でございしますが、平成21年の補正のときに2億円を積み立てました。それを総合調整費の中に支出予算として、これまで消費者相談の人件費の増額でありますとか、市町村の消費者相談、あるいは消費者啓発にかかわるような予算を支出として7,000万円組んでございます。今回はその中に基金への積み立ての支出予算を盛るといふものでございまして、本年度について申し上げますと、当初、基金の運用利益として2万2,000円、それから、9月の補正で平成24年度の国の当初の交付金を受けまして800万円、今回、平成24年度の補正予算として4,400万円を積み立てるものでございます。中身の事業でございしますが、これは継続して来年度も、平成21年度以降強化した市町村の相談員の人件費ですとか、私どもの県民生活センターでも増員いたしましたけれども、そういったものに充てる、あるいは、啓発事業に充てるということで当初予算でもお願いをしております。

（土地開発公社債務負担行為について）

山下委員

わかりました。また詳しく教えてください。

それでもう一点、どうしたって言わなきゃいけないところだろうと思います。企の2ページ、土地開発公社の件でございますけれども、6億5,000万円やらざるを得ないですね。第三者委員会の報告が出て、我々、大体新聞紙上でも見させていただいたんですけど、正直言って泰山鳴動してネズミ一匹とれたのかどうか、そのくらいの感じかなという感じなんですけれども、今後、第三者委員会の報告を受けてこの問題、責任の所在は最終的にどういう形になっていくのか、その辺のことを教えていただきたい。

相原企画課長

報告書の中では、まず法的な責任、損害賠償請求ができるかどうかということに関しましては、廃棄物2カ所の部分について求償を検討するということになっております。それから、公社の役職員の責任についてですけれども、法的な責任までを追求することは困難だということでございます。また、県職員であれば処分ということも措置として考えられるわけですけれども、かかわった職員は全て退職をしております、処分ということも事実上困難ということでございます。公社としてはこういった具体的な責任のこともですけれども、組織として猛省をし、再発防止策を徹底していく。県としても、また、そのほかの出資法人等についても、今回のことを重い教訓として再発防止策を徹底していくというふうに考えておるところでございます。

山下委員

なかなか言いづらい部分もありますからこれ以上聞きません。ただ、私が思っているのが、今回も結局最終的に知事のいわゆる給料の減額という格好でした。確かに組織の責任の取り方ってこういうものなのかというのもあるんですけど、当事者の方々、既に亡くなっている方々もいますが、また多少先輩たちの方々にも第三者委員会でヒアリングしたようだけれども、やっぱり組織の責任のとり方という問題をこれから考えていかなきゃいけないと思うんです。何でもかんでも知事が給料を減額すればいいという、そういう話じゃないと思うんです。先ほど言われたように再発防止をしていくと言うんだったら、組織としてどういうふうにやっていくのか、もう少し明確に出していかないと、いつまでたっても全然関係のない当事者が給料の減額をするなんていうのは。知事だって正直言って、納得してないと思いますよ。結局、結論は何も出ずに、第三者委員会に期待したんですけど、結局そこでも答えが出なかった。結局最終的に知事の給料が減額、本当に組織のあり方というのをもう少しやっぱり考えていかなきゃいけないと思いますので、最後に部長、一言いただけたらと思います。

丹澤企画県民部長

報告書の中で小沢委員長がこれは苦渋の報告書であるというふうに記述をされておりますけれども、余り長い時間がたってしまったことによって注意義務の存在であるとか、あるいは、それに対して違反行為があったのか、重過失があったのか、そういう認定が難しい。因果関係についても今となると立証できないということで、その時点であれば責任があった方がいたのかもしれない。しかしそれは立証できないということで、しかもその方々は今、組織にもいないということで、まことに苦渋の結論ではありますけれども、我々としてもこの調査報告書の内容を受け入れなくてはならないと考えております。ただ、あの中でも指摘されておりますけれども、廃棄物を投棄されたと思われる方、あるいは、廃棄物が埋まっているのにもかかわらず報告、説明をされなかった方については、民事上の責任についてこれから追及できるかどうか検討してまいりたい。基本的には追及の方向で考えておりますというふうに申し上げたいと思います。

(土地開発公社債務負担行為について)

山田副委員長 関連で土地開発公社の債務負担行為ですが、まず初めに6億5,000万円、この金額がここに出てきているんですが、この根拠はどういうことでしょうか。それから、先ほど既に借入れをしたというふうに御説明を聞いたんですが、聞き違えかどうか。

相原企画課長 今回の問題の土地の修復に要した経費ということでございますけれども、当初の立地の企業側と公社のほうの申し合わせによって立地企業側が工事を施工し、その費用負担を公社がするという取り交わしのもとにこういう形で進んできたものでございまして、その経費については双方でよく協議し、内容も詰め、またできるだけ抑制されるように双方で努めてこのような額になったところでございます。

それから、借入れにつきましては全額を全て既に借入れているという状態ではございませんで、既に支払いを済ませております約4億円について借入れをしておるといふ状況でございます。

山田副委員長 この問題について、まだ私は額が確定したという言葉聞いてないんですが、確定しないものを、この時点で6億5,000万円の債務保証をするということができるのかどうか。それともう一つ、ここに出てくるのには少なくとも公社の理事会を経ていなければいけないと私は思います。理事会でまず決議されたと思うので、されてなければここへ出てくるわけないから理事会の議事録をまず見せてください。今でなくても結構です。この後の昼休みで結構なんで、してないものももしここに出ているとしたら順序としてやはりおかしい、金額がまだ確定してないんでしょう。私は、たしかまだ支払額が確定したという言葉聞いてないから、聞いてないものをここに議案として出してくるということが私は非常におかしいとまず思います。答えてください。

相原企画課長 この経費につきましては本来であれば、最終的に数字が固まってこういう額の融資を受けるということで確定をさせなければいけないと考えておりますけれども、取り出した廃棄物につきましては、公社の別の所有地に置いてその処理をしていくわけですが、分別作業はもう終わっておりますけれども、その廃棄物を処理する過程で、1つには私が聞いているのは笹子トンネルの事故もあって、そちらに業者が相当業務を割いており処分作業が思うように進まなかったというのがございます。そういうふうなことがあって、最終的に経費が確定できないという事情がございまして、この6億5,000万円につきましてはこれまでの処理したポリウムとか、それに要した経費等からこれを上回る処理経費はかからないという考え方のもとに算出をしております。今回、債務負担行為の増額を議会にお願いするに当たって、こういうこれを超えない見込みの数字を算出したところでございます。

それから、理事会につきましては今年度も何度か理事会を開催しておりますけれども、こういった経費を借入してこの修復に当てていくということにつきましては理事会でも了承いただいておりますが、最終的にこの額についてのところまでこういった確定をしておらない状況でしたので、その数字までは諮っておらないという状況でございます。

山田副委員長 理事会の議事録を見せてください。後で結構です。確定してないものを、例えば私たちが県の指導で福祉法人の運営をするときには、県に提出する書類は理事全員がその借入れについて、銀行からではなく、医療福祉事業団から借りるお金でも、理事全員が民法上の責任を負うという一文を入れなければ県は書類を通さないんですよ、いろんな書類も、私たちみんなそうしてきている。だから、書いてあるん

ですよね、理事全員が責任を負うって。であれば、やめようがやめまいがそのときの理事会にいた理事は責任を負うわけですよ。それがあればいろんな今までの土地開発公社にかかわらず、余計なことかもしれませんが、消防協会でも何でも理事全員が責任を負うと。負うんでしょ、議事録に全員理事が署名してありますよね。だから、見せてください。この後で結構ですから。

金額が確定しない、つまり理事も責任負うのに金額が確定しないものについて議事録の署名できるのかなということでもありますので、その点をもう一度。

丹澤企画県民部長 当然金額まで入れた上で持ち回りの理事会で決裁をいたしております。

相原企画課長 今回の債務負担行為の増額につきましては、既に当初予算でその81億円余りの債務負担についてはお認めいただいておりますのでございまして、今回、その枠の中で6億5,000万円につきましては借り入れができる状態になっております。今回、ぜひ御理解いただきたいのはこれをお認めいただくことによって最終的に、今のところ米倉山の分を先取りしている形になっておりますので、これをお認めいただくと初めて米倉山の債務処理、金融機関からの借入が年度内にできるということでございます。

山田副委員長 私はこれ自体、いずれ処理していかなきゃいけないということ、それはよくわかるんだけど、今までの公社と県との関係、それから、県が私たちに指導する法人のあり方に対するものと、皆さんがやっていることが乖離してい過ぎて、これ民間でいえば迂回融資ですよ。迂回融資、やっぱり違反なんですね、普通は。民間だったら迂回融資といって新聞の一面にばんと出て、理事は責任を負え。こうなるところが何か県だから許されているし、当事者責任というのがどこにもないような、私はその運営がこれからもそういう、例えば言葉悪いですけど、相原課長責めて悪いんですが、たまたまそこに異動して2年担当して、1人一身に背負っているという、それはそれぞれのそのときにいた任の人がそれぞれ分担していかなければ、これからも同じようなことがまた起こると思うし、今のように議員は委員会制度とっていれば、私たちの発言の機会、普通考えれば1期で1回、1年間見るだけなんです。だから、今、相原課長がその前の81億4,500万円にしても決まっているから、私たちそこには立ち入れないように思うんだけど、そうじゃないと私は思いますので。

そしてもう一つ、10年間、平成24年度～平成34年度の10年間の期間なんですけど、この期間で一応公社が返していくということですけど、この10年間だけでいいんですか。それと通常、債務負担行為のときには借入金1,000万円であれば、その2割分ぐらいは利息分として盛るから多分1,200万円となることは民間では当然あるから4億円で6億5,000万円、この場合、金利は幾らなんですか、お答えをいただきたい。

相原企画課長 課別説明書で平成24年度～平成34年度というふうに期間が示しております内容につきましては、今回、米倉山の債務処理以外に市川三郷町の工業団地の3億円の借りかえの分を含んでございまして、その部分の借りかえの3億円の融資期間を最大限見て34年度までの10年間というふうにしてございまして、その期間については3億円の借りかえの分というふうに御理解いただきたいと思っております。

それから、金利はこれから年度末に金融機関から借りるものなので、これからの金融機関との交渉にもよりますけれども、おおむね0.5%前後というふうにご想定をしておりますのでございまして。

山田副委員長 0.5%でも81億円となれば1%でも8,000万円ぐらいになるのかな、81億円で、0.5%だから半分とすれば、ちょっと想像しにくい部分もあるんですが、もう一度、前後して申しわけないが、理事会の議事録があるって言いましたので、この後、すぐ私に見せてください。今からつくられても困るので、そこには理事の責任も明確にうたってあるんですよね、そこだけ。

相原企画課長 議事録はなるべく早くというか、用意できると思います。それから、当然理事は公社の経営陣ということでありますので、その理事の役職としてそういった経営責任を負っているというふうに考えております。

山田副委員長 本当に課長責めて申しわけないんですが、考えているんじゃないくて、私はそこにちゃんと書いてあるかどうかを見たいだけなんです。だから、あるのかないか、もうイエスとかノーだけで結構なんです、答えは。

相原企画課長 それはございます。

山田副委員長 であれば、山下委員が言ったように第三者委員会を設けて責任の所在を追及すると、それは第一義的に大事なことで、それをよしというわけではないけど、古いことだし、中には時効になって實際上損害賠償は時効援用されたりして費用対効果から見ればそうだ。でも、今の理事の責任が明確であるならば、その人たちにそのまま損害賠償を請求すればいいことであって、申しわけないんですけど、それは民間だったら当たり前のことなのでやはりその一文があるということであれば、私は今の理事の皆さんにその責任を負ってもらったらいんじゃないかと思いますが、コメントをいただきたい。

丹澤企画県民部長 法人の理事の責任、税理士である委員に申し上げるまでもありませんけれども、善良な管理者としての注意義務に違背したときに初めて法人に対して損害賠償責任があるということをごさいますて、現在の理事に関して申し上げれば当該法人に対して民事上の責任を負ってないというふうに申し上げざるを得ません。

山田副委員長 その善管注意という民法上の規定は、善意に管理していたことを立証しなきゃいけないんですよ。できますか、過去の人たちがそうであったと。ということは、今も書いてあるけれども、公社がはじまったときからの議事録にそう書いてあるわけですね、きっと。債務負担行為、直接借り入れするわけですから、それに対して事実上県が債務負担をうちが保証するよと県がしているわけですから、そうであれば、その当時の理事に責任を十分追及できるじゃないですか。善意の管理者でほんとうにあったのかどうか、このずさんな行為を許してきたのをほんとうに善管注意で対抗できますか。

丹澤企画県民部長 報告書を読んでいただきますと、最後のほうで法的な責任の章がございます。これは弁護士が3人で十分協議をした結果の結論でありますけれども、その中で理事長と法人の責任者に対しても民事上の責任追求は困難であるという結論が下されているところであります。

山田副委員長 それは何度も言うように工事をした施工業者に対する責任は追求できないということであって、じゃ、弁護士が3人言っているからだめだという問題じゃなくて、私は公社の理事の皆さんの責任を今言っているわけですから、それについてはどうなんですか。

丹澤企画県民部長 その法的な責任の章で論じているのは業者に対する責任ではなくて、理事が当該法人である土地開発公社に対して負っている民事上の責任、それについては検討した結果、追及が困難であるというのが弁護士3人の結論でございます。もう一度報告書をよくごらんいただきたいと思います。

山田副委員長 確かに皆さん職務をその時々においては、私はやっていると思うんですね、こういう問題起こらない。それ以上はもうこれでやめますけど、そうはいってもそこをあまり盾にすると損害賠償も本当に起こる可能性も私は十分あるかなと、その弁護士が言ったって別にその弁護士が保証した、国家保証しているわけじゃないんだから、私はかなり危険のある今回の報告書ではないかと思っておりますので、私たちの当たりどころは、まさかこたつにあたるわけにいかない、皆さんに当たるしかないんで、こういう質問もさせてもらっているんですけど、やはりここにいる人たちはそれぞれの職務の責任というのは、そのときの任だけではなくてやっていかないと、今、山下委員も言ったように最高責任者の知事がまた給料の減額をして皆さんに謝る部分というの、行政の長であれば、それは長として責任とるしかないと思うけれども、ちょっとひど過ぎないかと。高度化資金も100億円じゃないですか。よそのずっと大きい県さえそんな金額はないんですよ。途中で連帯保証人をどんどん変えている、そんなことを許しているからいけないんですよ、そんなの普通じゃあり得ないですよ。ということで、答弁を最後にもらって、終わりにします。

丹澤企画県民部長 繰り返しになりますけれども、法人の責任、法人の責任者である理事の責任についても、これは3人の法律家が十分検討した結果の結論でございますので、我々としてもそれを受け入れざるを得ないというふうに考えているところでございます。

（土地開発公社債務負担行為について）

小越委員 土地開発公社の続きをお伺いします。まずこの期間の理事、10年間たっていますけど、その間に県から土地開発公社に職員が、いわゆる天下りしていたことがありますが、何人いらっしゃって、県から部長をやめられた方が天下りで行った方は何人いらっしゃるのでしょうか。

相原企画課長 今、数そのものを今すぐに出ませんので、恐縮ですが、確認をさせていただいてお答えをいたします。時間をいただきたいと思います。

小越委員 すぐ調べていただきたいと思います。この報告書の中にもあるんですけど、県からいわゆる天下りをしたり、土地開発公社から県のほうに出向したりしていて、連携を図っていたということを書いてあります。ということは、山梨県、土地開発公社は一緒になってこの市川三郷町の土地開発公社の事業をしていたと思うんですけども、そういうことであれば、県から出向していた方、それから、向こうから来ていた方々に、過去何人もいらっしゃると思うんですが、県として聞き取り調査はされたのでしょうか。

相原企画課長 これは調査委員会の指示のもとに、その関係した県側の職員、当時の事務局長から、また、県土整備部関係の職員も含めて、関係者には全て聞き取り調査の実施をいたしました。

小越委員 県として、県の幹部職員、それから、公社から来た方を含めて聞き取り調査をし

た中では、この報告書と同じ感触と同じ結果を得たということですか。

相原企画課長 この報告書の内容のとおりでございます。

小越委員 報告書をもう一回読み直したんですけれども、報告書をいただいたときに一緒にこの改革プランの改定案と、調査の概要を読みました。そのときにはこの概要しか読めなかったものでざっとのことしかわからなかったんですけれども、この報告書を読みますと概要よりもっと深いことが書いてあるんですよ、もっと深く書いてある。この概要と報告書の中はかなり乖離があるような気がするんです。この報告書の中の最後のページ、これはぜひどう考えているか聞きたいんですけれども、この86ページに最後のところにこの調査に当たった各委員からの提言があります。この中でいみじくも書いているんですけど、「関与者に全く責任が認められないとの趣旨ではない」と、この報告書は。「重ねて言うが、関与者が全く責任がなかったとの趣旨ではない」こう言っているんですよ。この報告は概要のところにはそんなこともどこにも書いてないですよ。何の責任も問うことができないというのは書いてないですよ。この報告書の中には先生方は苦渋の決断で、法的には、だめかもしれないけど、全く責任がないということはないとわざわざ言っているんです。この概要のところそんなこと書いてありませんよ、猛省を促すことしか。この報告書をしっかり読んだらどういうことが必要なのか、この弁護士先生の法的な問題はだめかもしれないけれども、全く責任がないというわけではないということを書かれてどう思ったんですか、どうしようと思うんですか。

相原企画課長 報告書の概要の整理の方法については、御指摘の御感想があるということであれば私どもの取りまとめ方に不十分な点があったかというふうには感じます。報告書の本当にこれは最終的に弁護士の先生の御意見でございまして、法的な求償はその因果関係がはっきりしないあるいは原因の特定ができないと、その求償できないということでもありますけれども、全く責任がないわけではないとされていることについては当方も十分承知をしております、過去の理事長にもその点を御理解いただけるように対応しておるところでございますが、この点は重く受けとめていただけたものと考えております。

小越委員 過去の理事長にもこの話をして、理事長は何かこのことについて責任を持ったり、どうしようとか、そういうコメントがあったんですか。

相原企画課長 全部の理事長からコメントをもらっているわけではありませんけれども、今回のことで報告書が出た後も電話などでやりとりをした部分もあって、当時の業務執行について反省のコメントのようなことも聞いておるところでございます。

小越委員 反省の言葉がある割に何も出てこないんですね。元県幹部職員の方々が行っているわけですよ。ここを読みますと、概要だけ見るとわからないんですけど、報告書を見ますと何回も今のこの事態が発生する前にわかることが幾つもあったわけですよ。私がざっと見ただけでも最初のところは旧三珠町の責任はどうなるかと私も思うんですけれども、軟弱地盤であるということ承知で契約結んでいるわけですよ。軟弱地盤であれば、そこを造成するためには土がいっぱい要るとだれが考えてもそうです。その前に畑にするために何か土地改良をしていたというの、それも考えられることです。それも承知で買っているわけです。その後、7エリアに大量のコンクリートの破片があったと。その後旧三珠町の広報に「大量の不法投棄は困ります」と載っているんですよ、その土地開発公社の職員と一緒に写真入で。

平成15年に包括外部監査があった。しかし、ここにもありますけれども、聞いてみたら包括外部監査があったことすら記憶にないって書いてあるんですよ。何ていうことですかと思います。包括外部監査を受けておいて何も改善していない。平成17年に造成工事再度検討、設計をした。そのときにも何か手を打つことができたわけです。そして平成19年、20年に大きな石が出てきたと、理事会を開いて4人で協議しているんですよ、これをどうしようかと。そのときにもそのまま、あいまいになってしまっている。最後に売却するとき、これは産業立地推進室も入っていますけれども、売却するとき相手側の会社から「ここはどういう土地なのかと、公共残土が入っているけど、水は大丈夫なのか」そして、「ここに活断層があるけど、大丈夫なのか」と言われて、「活断層があることは知りません」と答えているんです。そうしたら、土地開発公社の方は活断層があることは周知の事実だった。だけど、契約結ぶときには知りませんでした。そんなこんなでずさんなことがありますか。考えたら7回、8回はここでちょっと待ったと、ストップかけることができたはずですよ。それをどうしてここに来るまでこうなってしまったのか、その点はどう反省されるんですか。

相原企画課長

この土地がそういった湿地帯であって、造成をするのに相当な配慮が必要だということを、今、報告書で私どももわかるわけですが、そういった意味でボーリング調査であるとか、それに必要な土量だとか、どういうふうに地盤を強固にしていくのかということに関しての総合的な造成計画とか、そのための設計とかということが本当に欠けていたということは、今、この調査で十分わかったところであります。それから、委員御指摘のとおり、何度か石の存在であるとか廃棄物の存在ということについて、公社のほうも把握する機会は今となればあったかと思いますが、その都度、地表のものについてはある程度整理をしたと。しかしながら、これも申し開きのできない点ですけれども、地中のところまで行き届かなかったということが1つは大きかったのではないかと。それから、これは本当に公社の組織のあり方のところにかかりますけれども、それぞれ過去のそういった情報が職員の中で共有されたりとか、あるいは、適正に引き継がれたかという点について、うまく回っていなかったということがあろうかというふうに考えております。

小越委員

さっきの人数わかりましたか、まだわからないですか。

相原企画課長

平成10年以降のOBの理事長は5人でございます。それから、OBの専務が6人、それから常務が3人でございます。

小越委員

報告書の最後のページに私は県の体質を本当にずばり当てているかと思っています。この土地開発公社だけではなく全体に言えることを弁護士の先生方がおっしゃっているかと思うんですけれども、この最後の87ページにこう書いてあります、「いずれの関与者等もあわせ関与した全ての者が本件工事を他人事のように捉えていた点があったのではなかったのか、そう思える事案でもある。今回の計画の遂行を余りに他人事としか考えていなかった者が多かったことが、本件の事件を招いた原因と思われる」、本当に他人事なんですよ。この7回、8回も、もしかしたらここでチェックが入っていれば、売る前にわかったかもしれない。埋まっているかどうかはちょっと考えれば、もう少し早く抑えることができたかもしれない。私が思っただけでも7回か8回あるんですよ。そして平成10年以降で、OBの方々が14人、県の方々が行っていらっしゃる。この方々は県の幹部の職員だったわけですから、土地開発公社とどういうふうにこれから造成するのか、山梨県の企業立地をどうするかって、よくわかっていらっしゃる方が行っているわけですよ。軟弱

地盤だったということも百も承知でやっていると思うんです。その方々がこの他人事のような取り扱いをしていて、そして、今、退職されて、そして法的責任は問えないからごめんなさい、誰も責任を取らなくて県民に6億5,000万円、今度は約11億円です。それをお願いしますなんて県民は納得しないと思いますよ。

こんなずさんなやり方をしている、これをしないと米倉山が大変になるというお話がありましたけど、そういう問題で片づけてはまずいと思うんですよ。それができないからこれを認めてくれなかったらどうするなんて、それはないと思います。この6億5,000万円をどうして私たち県民が負わなきゃならないんですか。このずさんなやり方を7回、8回もわかっていながら、もっと言うと旧三珠町との契約のときになぜ軟弱地盤のときにこうなったのかということをおもわなかった、そこもありますよね。そこも含めてこのOBの皆さん、職員の皆さんにどういうふうに、今、求めているんですか。そこを聞きたいです。

相原企画課長

委員の御指摘のとおり、全く公社の今回の問題に当たってきた、かかわった職員たちのかかわり方ということについて、本当にこれは問題があったというふうに思います。今回の件は用地の買収から売却まで18年かかっていたりとか、地権者が200名近い人数であったりとか、それから、土地の地歴というか、そういった軟弱地盤であったりとかということがいろいろ複雑に絡み合っていて、こういうふうなこともなった部分があると考えておりますが、いずれにしても公社の組織としての体制がもっとしっかりしていて、技術的な問題もあるでしょうし、そういったきちんと引き継ぎをしていくというところが必要だったかと思えます。報告書で申し上げている中身の責任の所在、それから、今後の対処の仕方ということについては報告書の中で申し上げているとおりでございますが、また、今後、3月末までにはまた再発防止策とか、それから、県庁、出資法人についてもそういった対策を講じることとしておりますので、それを今後徹底してさらに出資法人等を含めた公社の体制をきっちりしていくように努めてまいりたいと考えております。

小越委員

やっぱり納得できないです。他人事のように考えていたとしているこの報告書を、みんな非があると、関与したみんなに責任があるというふうに書いてあります。みんな関与して非があるのに、誰も責任をとらずに県民に財源を出してくださいというのは、おかしくありませんか。普通こんな職務怠慢で、法的には責任がとれないかもしれないけど、こんなことが普通の会社ではあるのかと思います。それも幹部の職員の人が出向していて、天下ってそこで業務していてよく知っている、県と土地開発公社がよく連携できるようにということで天下ってやっているんですよ。よくわかっているのにどうしてこんなことになってしまったのか。今後、再発防止を考えますといってもこの報告書を見る限りでは、私はこの弁護士先生も言っているみたいに、全く責任が認められないという趣旨ではないとわざわざ2回も言っているんですよ。そして他人事のように捉えていた面があったと、本当にそうだと思います。

ここにも書いてありますが、自分の土地だったらこんなことはないだろう。自分のうちを建てるときにこんなことはしないだろう。ちゃんと何平方あるか隅から隅まではかって、隣のうちはどうなっているのか、水路はどうなっているのか、自分のうちを建てるんだったらそう思う。だけど、土地開発公社は県のものだから自分は関係ないと思っていたのかもしれない。そして県の職員がどんどん減らされ、土地開発公社の業務縮小の中で、報告書に書いてありますが技術系職員が減らされ、よくわからないままやったかもしれない。だけど、この平成19年、20年にも理事会でどうしようかって考えて、平成20年に売る前のときにもこんなのを指摘されている。幾つも幾つもそこでストップかけることができたはずですよ。それが他人

事のように、まあ、何とかなるだろうという、そういう姿勢がこういうことになってしまったんです。それを、非があるけれども、誰も責任をとらずに県民お願いしますなんて、私はどうしても納得できません。

このOBの皆さんに多分話を聞いたと思うんですけども、その方々がどう思っているのか。名前も書いてありませんけれども、調べればわかりますけど、どう思っているのか。旧三珠町の責任はどうなるのか、私はそこもちょっと疑問は残っているんですけども、そこをしっかりとやらせてもらわないと、絶対納得しないと思いますよ。ただでさえ土地開発公社はこんなにお金つぎ込んでいますよ、米倉山で。太陽光パネル置いたからといって全てが相殺されるわけじゃないんですよ、このお金の問題は。私はこのOBの方々、旧三珠町の方々を含めて今の問題をどう捉えているのか聞いて報告してもらいたい。そうしないと納得しませんけど、いかがですか。

丹澤企画県民部長 県民の皆様に見ればまことにおかしいじゃないかと、これだけのことを起こしながら誰も責任者が責任とらないのか、そのお怒りの気持ちは私も全くそのとおりだと考えます。この小沢委員長以下の委員の皆さんもそういう立場から責任追及を一生懸命やってくださったわけでございます。その法律的な見解の最後のところ、他人事のようにこの問題を扱ってきたんじゃないのかというふうな御指摘、それも全く身にしみる御指摘だと思います。ただ、小沢委員長もそういうふうな責任追及ができないか法的な検討を弁護士3人で一生懸命してくださったわけですけども、先ほども申し上げましたが、余りに長い時間が経過した中で、注意義務がどういうふうな存在したのか、その注意義務にどういうふうな違反したのか、因果関係はどうであったのか、そういうことの立証が今はできないということで法的な責任追及はできない。その方々は、今、組織にもおりませんし、その他の処分とか、そういうことも当然できないということで、まさにこの報告書は苦渋の報告書であるということで、我々としてもこの結論を受け入れざるを得ない、これは知事も同じ気持ちでございます。

小越委員 追及するのはそうかもしれませんけれども、先ほど土地開発公社、県の職員の方にもお話を聞いたとおっしゃってました。県の職員が行ったり来たりしてました。向こうからも来ている、県からも出向や天下りで行っていた、その方々はどういう気持ちでこれを受け取るのか聞きたいです。今の部長や課長は今たまたまそこにいるのかもしれない、過去の皆さんはこの問題をどう捉えるか聞きたいです。県民に説明してもらいたい。今、部長に言ってもしょうがないですけども、私、本当にそう思います。このことがどうしてこうなったのかということ、そうしなかったら納得できません。この問題には反対します。

(土地開発公社債務負担行為について)

高木委員 山田委員、小越委員、数字を交えた厳しい追及があったわけですが、私は素朴な疑問としてここに「調査委員会の報告を受けての今後の対応について」というのが2月12日付で土地開発公社・企画課から出ているんですね。この中で「損害賠償請求の検討」というところがあって、この中に「造成工事請負業者に求償することはできないが、技術的協議が十分でなかったと報告されていることから、報告内容を伝え、注意を喚起する」、今までのお二方の委員の話からしてもこの報告はいかなものかなと思います。そして、この中で市川三郷町大塚地区拠点工業団地調査委員会報告の要点、2月5日のですね。3番目の責任の所在、公社のところの最後のところに「猛省すべきである」というところがありながら、この法的な求償というところの転石等という項目の最後のところに、「公共残土以外の石だった可能性

もあるため求償は困難」だと言っているんですね。この辺についてはどういうことなのかよくわからないので、教えていただきたいと思います。

相原企画課長 この造成工事請負業者につきましては、平成19年にこの整地工事を請け負った業者ですけれども、確かにさらに公社側と業者側で協議が深まっていればという面もあったと書かれておりますが、一応業者とすれば設計書に基づいて、契約に基づいて施工がされているということをごさしまして、それは不十分な点もあったかとは思いますが、法的な求償というところまではこれは求められないというのが、今回の報告書、また弁護士さん方の見解でございます。

それから、2つ目の点については、これはある程度の量が県の公共工事のほうから盛土材として搬入されたわけですけれども、今回の調査で県の工事以外の町の工事等からの搬入もあったり、公社が把握していない土の出し入れなどもございまして、例えばどこのどの石が、どこから来たかということが全く特定できないような調査結果ということをごさしまして、これについても求償はできないということがこの報告書の内容でございます。

高木委員 納得ができないんですけれども、ほかの質問させていただきます。この調査委員会の委員4人に3人の弁護士も含めた中で6人の意見があるんですが、県は弁護士さん、この調査委員会の人たちのクライアント、そうすると、この弁護士さんたちの調査の仕方も多少はお客さんというとおかしいんですが、県から指名された調査委員の皆さん、多少県に対する甘い報告があるんじゃないかなという懸念が覚えられるほどこの内容には納得ができないんですが、そういった中で先ほどのお話の中で4億円の支払いが済んでいるということだと思いますが、その請求に対する精査、どんなふうに再造成されたのか、そういうことはどこがどのように行ったんですか。

相原企画課長 公社側の負担した工事経費の中身につきましては、公社側でも十分チェックするとともに、県の外郭団体である建設技術センターのほうに技術的なチェックを求めまして、また企業側とも十分やりとりをして詰めた中身であると承知しております。

高木委員 では、その再造成した業者はどこが発注したんですか、誰がこの業者を指名したんですか。

相原企画課長 これは今回の立地企業がもともと工事建設のために請負契約をしている業者に今回の工事をさせたということでございます。

高木委員 お客さんである立地企業、そしてまた売り主側になった県、少なくともこの再造成に関しては立地企業と協議をして、県側の指名業者、そして企業の指名する業者のJVでやるべきではなかったか、今の話ですと私の理解は企業が発注した業者が100%行ったと受けとめたんですが、そういうことですね。

相原企画課長 現場の土地の仕事に関しては企業側の業者が施工いたしました。

高木委員 その辺もですね、これだけの大きな問題が起きているにもかかわらず、もう少し誰が聞いても客観的な情勢を考えると、普通私が買い主であればあなたが責任を持ってやってくださいよと言うと思います。少なくとも、お互い、じゃ、両方でしましょう、そういう形でやるのが当たり前かと思いますが、その辺についても随分の県の考え方、公社の考え方は甘いんじゃないかなというふうに思います。

そして最後にもう一点、今まで丹澤部長あるいは相原課長とのやりとりがほとん

どなんですね。ここに参考人の招致というのはできないんでしょうか。今まで調査委員会、あるいは、今までの責任者、公社の責任者、そういう方たちの、前回のときにもう既にお亡くなりになった方もいますという話もある中で、存命の方もいると思うんですね。直近の責任者、そういう人をお呼びすることはできないんでしょうか。

望月委員長 暫時休憩いたします。

(休 憩)

望月委員長 再開いたします。
ただいまの高木委員の発言は本日の補正の審議にはなじまないと思われまので、後日の当初予算の委員会に改めて提案していただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

高木委員 はい。

望月委員長 では、そのような形で。

討論 なし

採決 採決の結果原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第68号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(補正予算について)

山田副委員長 今後のためにも教えてもらいたい部分があるんですが、今回のように国で追加補正があって、それに基づいて追加の補正がこれに限らずあるんですが、その場合、もともと総額4億4,600万円ぐらいかかる事業があって、認められたのが4億600万円で、たまたま補正が来たからなのか、わかりやすく言えばせっかく追加補正あったんだから何かしなきゃいけなかったのか、もともと計画があったもののいわば補正があったから前倒しというかね、前倒しでやらせてもらえるのかどうか、その点だけお聞かせいただきたい。

清水情報政策課長 この事業につきましてはもともと計画があったものでございまして、今回の補正予算の成立を受けまして新規に整備をするということでお願いをしているものでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 警察本部関係

※第55号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(職員給与費等について)

小越委員 確認ですけれども、警の2ページ、職員給与費、定年退職者の確定に伴う補正で6,022万9,000円減額ですけど、これは12月議会の際に条例の改正がありましたように退職に伴っての退職金を減額して、今回1人当たり約150万円減額、この数字も入っているのでしょうか。入っているとしたらその方々は何人いらっしゃるのでしょうか。

川崎会計課長 条例の改正によります減額分も入ってございます。約40名の退職金減額分が入っております。

小越委員 その40人、全員が150万円減額でなはいと思うんですけども、このときに条例改正にも反対いたしましたし、皆さんの退職金を突然こんなに下げられることは不当でありますので、ここについて私は反対いたします。

討論 なし

採決 採決の結果原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第68号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 総務部関係

※第41号 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第42号 特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第43号 地方自治法第100条第1項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第53号 山梨県高校生修学支援等基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第55号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(退職手当について)

小越委員 警察のところでも確認したんですけども、総の6ページ、退職手当、1億3,545万円減額、12月議会のときに退職金の条例改正がされて、途中でおやめになった方も含めて減額ということで、それがこの中に入っているかと思うんですけども、その方々知事部局、教育委員会を含めて全部で何人いらっしゃって幾らなのか、条例改正に伴っての退職手当減額される方々何人いらっしゃって幾らなのか、これで全部なのか。

吉原総務部次長 人事課所管の知事部局でございますが、定年を迎えられている方が85名いらっしゃいます。この方々の分について今回補正のお願いをしているものでございます。

小越委員 85人の方が本来もらえる金額より少なくなったものがここに反映しているという理解でよろしいですか。

吉原総務部次長 そのとおりでございます。

小越委員 この条例改正にも反対しましたし、本当に自分の生活設計を狂わせることになりますので、このところについて私は反対です。

討論 なし

採決 採決の結果原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第59号 平成24年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第60号 平成24年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第63号 平成24年度山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第68号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(県債について)

小越委員 総の1ページ、歳入の県債のところをお願いします。本会議での質疑のときにもお伺いしたいんですけども、このときに142億円の県債発行に伴って今後の見通しのことをお伺いしました。たしかそのときにこれは有利な起債だという答弁があったと思うんですけど、有利な起債というのはどのくらい有利なものなのか、普通とどう違うのか教えてください。

尾崎財政課長 有利な起債ということでございますが、それぞれ起債には通常の場合と比べて有利な措置がされております。今回の地方債というのは全て100%県債が発行できる。そのうち後年度、償還について50%の交付税措置があるという意味で有利な起債とさせていただきます。

小越委員 ということは、50%の交付税措置があるので、それは有利だということでしょうか。

尾崎財政課長 例えば一般単独事業債と言われておりますようなものは、交付税措置が全くないというものもございます。それぞれのメニューでございますが、例えば70%発行できて30%の交付税措置があるというものもございますけれども、例えば一般単独事業債のようなものからすれば非常に有利なものであろうと考えてございます。

小越委員 本会議のときに聞いたんですけども、県の財政の見通しの中で、県財政中期見通しの中でこの前にもありましたけれども、平成28年がピークで、918億円、その後下がっていくというふうに見通しを立てていたのは、今回の県債142億円、総額340億円くらいの追加の補正をつくる前かと思うんですけども、今回の追加の補正で142億円県債を発行して、この18%に近づかないよという説明をずっとされたんですけども、それは大丈夫だという答弁がありました。大丈夫だという根拠はどこにあるんですか。

尾崎財政課長 恐らく財政の中期見通しのことで御質問をいただいているかと思いますが、この平成28年度、29年度でピークを迎えて下がっていくという見通しは変わっておりません。また、18%を超えないという見通しも変わっておりません。その根拠でございますけれども、今回はまず有利な交付税措置でございまして、恐らく平成28年度、29年度に償還が始まりますけど、そのときには交付税措置があるということ、それから、別途、地域の元気臨時交付金が交付されることとなっております。これは今回の経済対策に伴いまして地方の財政負担があるということで、そのうち地方の財源調達に配慮して交付金が支給されるものというものでございます。それが平成25年度、26年度に交付金を充てることができるというものでございますので、そういったものを含めると今回の地方負担部分というのは国によって措置をされることとなりますので、県債残高、それから、実質公債費比率についても大きな見通しの変更はございません。

小越委員 地域の元気臨時交付金のことについて、「それはわからない」という答弁がありましたけれども、全部この今回のものは充当されるとなりますと、ざっとの話ですけど、142億円の大体8掛けとすると110億円が地域の元気臨時交付金で来るというふうに推測してよろしいでしょうか。

尾崎財政課長 算定の詳細については明らかになっておりませんので、平成25年度になってから政府において算定がされることになっております。といいますのは、今回の2月補正予算への追加、あるいは、当初予算で各県とも追加の公共投資を行っております。そのマクロの額を見比べていくということ、それから、先ほど委員のほうで8割というふうにおっしゃいましたけれども、その率も地方公共団体等の財政力によって決まってくることから、8割をもとに算定をして我々のほうで見込みという数字も今のところ持ち合わせておりません。

小越委員 職員の給与減額のことを国が決めたからということで地方交付税が削減されてきて、今回、地域の元気臨時交付金も各県でやっているのだから幾らになるかわからないということで、かなりあやふやな数字かなと思うんですけど、この交付金は国補、国の補助金や直轄事業には充てられないんですよね。国補の補助率をダブルカウントすることはできないので、交付金が来た場合、100億円前後になるかと思うんですけど、8掛けとか9掛けとか7掛けもあるかと思うんですが、そうすると、この交付金は今回のところに充てることができないとなると、県単や基金に積むしかないのでしょうか。ソフトに使えるお金か聞きましたら、ソフトに使えるというふうにお答えになりましたけれども、ということは、この交付金で新たに県単の公共や新たに県単の公共の資金を積むという方向で考えていらっしゃるのでしょうか。

尾崎財政課長 見通しについてでございますが、新たにという御質問でございましたけれども、この交付金は地方の今回の追加の地方負担に配慮して交付されるものでございまして、これを新たに公共事業等に回さなければいけないというものではございません。すなわち既存の地方の単独事業等に充てることができるという仕組みになっているものでございます。総じて今回の追加の公共投資と交付金と全体を見て地方の負担を抑えるという仕組みになっているものでございます。

小越委員 既存の県単公共事業ということは今考えている県単公共事業があるけれど、凍結したり、財源がないということでやめているものを、この交付金を使ってやるという理解でよろしいのでしょうか。

尾崎財政課長 凍結しているものという御趣旨に関しては直接のお答えにならないかもしれませんが、大きなプロジェクトなんかは事業計画をつくって進めてきております。3年、4年の計画をつくってきておりますので、既存のといいますのはこれから既存の計画をしておりますプロジェクト等に対して充当することができるということでございます。また、委員から御指摘ございましたが交付金を基金に積むこともという御趣旨の発言もございましたが、今後の既存のプロジェクトの部分に充てていくために基金に積むということもできます。しかし平成26年度までにその部分というのは充当していくということになっているという仕組みでございます。

小越委員 ということは、今まで県単公共に充てようとしていたものが、この基金でたまって出てくることになると、今まで県単公共に充てようとしていた一般財源が浮くということになると、それはソフト事業に使えるという理解でよろしいでしょうか。

尾崎財政課長 県単公共というのが県の地方の単独事業というふうに解釈させていただきます。一概には言えませんが、公共事業に対する県単公共という意味ではなくて、地方の単独事業というふうに解釈させていただきますと、その地方単独事業の県債を例えば抑制をしていくと、発行を抑制していくというために充てることができます。それによってソフト事業がふえるかといいますと、一方で今回の追加の公共事業、追加補正の公共事業に伴ってそちらのほうの負担が県としてはふえているわけでございますので、両方見合わせて全体が結局総じて地方負担がふえないという形になっていくことが望ましいことから、その分そのまま丸々ソフト事業に回せるのかということに関してはなかなか難しいというふうに考えてございます。

小越委員 今までの説明を聞きますと、100%県債発行で50%交付税措置されると。平成28年度か29年度に償還もされて交付税がそこから来るからと言うんですけども、本当に交付税が来るのか私はとても心配しているのが1つ。それから、地域の元気臨時交付金が来ると言っていましたけれども、各県どうなっているのかそれはわからない、幾らかわからない。多分100億円前後は来ると思うんですけど、それも使って今度は今までやっている、今もうやっているところの県単公共をこの交付金で埋めるとなりますと、今回出ている公共事業にプラスアルファこの地域の元気臨時交付金の部分を公共で出せることになるんですよ。そうしますと、公共事業はものすごくふえることになるんです。それでその浮いた部分をソフト事業に充てることができないとなりますと、私はこの平成28年ピークに借金が減っていくというのは非常に疑問に感じております。このようにたくさん県債を発行して今後の県の見通しから、公共事業の景気対策ともなればもう少し違うことも考えるべきだと思ひまして、ここについては反対いたします。

討論 なし

採決 採決の結果原案のとおり可決すべきものと決定した。

以 上

総務委員長 望月 勝